

VII 管理運営について

【法人組織の管理運営体制について】

(1) まず当該短期大学を設置する法人のトップである理事長は、当該短期大学の運営に対して適切にリーダーシップを発揮しているか、また当該短期大学に係る重要事項はどのような流れで決定し、その流れのなかで理事長はどのように関与しているかを、できれば理事長自身が率直に現状を記述して下さい。

本学の重要事項の流れは二つある。一つは理事長により発案され、教員及び学科会議によって作成された実行計画、及びそれに基づき事務局で作られた予算を理事長の了承の上、教員により実行される。もう一つは、教員により発案され、学科会議で検討された後、理事長の了承を得て事務局で予算を策定し、再度、理事長の了承を得てから、教員により実行されるものである。いずれにせよ、理事長の承認がなければ実行されることはない。発案が理事長、教員の双方から自由になされること、学科会議で検討されること、最終的には理事長の決定によることは、本学の重要な特徴である。教員の意欲を高め、教員の共通認識を経ているので、学内の活気を保ち、かつ理事長の指導力による本学の独自性を維持する根源になっていると考えられる。

しかし近年、学園の拡大に伴って、理事長の業務も拡大し、教員との意思疎通が十分でない面も現れてきている。今後、教員の発案の意欲や能力の向上を図り、理事長の負担の軽減を考えなければならない。

(2) 理事会についての寄附行為上の規定、過去3ヶ年の理事会の開催状況（主な議案、理事の出席状況等を含む）を年月日の順に記述して下さい。なお寄附行為を添付し、現在の理事・監事・評議員名簿等を準備され、理事の構成に著しい偏りがないことをお示し下さい。また理事会議事録は必要に応じて閲覧させて下さい。

過去3か年の理事会の開催状況は次のとおりである。なお、寄付行為に定められた理事の定数は8名である。

◆別冊添付資料No.8「寄附行為」

◇参考資料No.28「理事・監事・評議員名簿」

開催年月日	出席理事	主な議案
H15.5.28	8	平成14年度決算報告の承認 平成15年度補正予算の承認。金城大学の委員会規程の改訂の承認。
H15.11.19	7	平成16年度予算の編成方針の件。金城学園 経理規程の改訂等の件。金城大学 学則変更の件。大学・短期大学部 共用食堂の第二期工事契約の件。金城大学 学長選考委員の指名の件
H15.12.8	7	金城大学短期大学部 留学生別科設置及び学則変更の件。金城大学短期大学部 学長選考委員の指名の件。金城大学短期大学部学則変更の件。

H16. 3.19	7	平成 16 年度予算審議の件。金城大学学長の選考の件。金城大学短期大学部学長の選考の件。規程改正及び制定の件。人事に関する件。理事及び評議員選任の件。退職功労金の支給の件。学則変更の件。引当特定資産の一部変更の件。創立 101 周年事業の準備状況の件。各学校の状況など（報告）
H16. 5.26	8	平成 15 年度決算報告の承認。遊学館高校・不動産の取得の承認。金城大学・新規程の制定，学則の変更等の承認。金城大学短期大学部・学則変更等の承認。
H16. 7.22	8	創立 101 周年記念事業「寄付金募集」の承認。金城大学短期大学部 第三者評価機関選定の承認。
H16.11.26	8	平成 17 年度予算の編成方針の承認。中期事業計画の承認。金城大学短期大学部学則の一部変更の承認。
H17. 2.14	8	寄附行為の変更の承認。金城大学 事務職員の人事の承認。金城大学短期大学部 学則の一部変更の承認。金城大学短期大学部 幼児教育学科とビジネス実務学科の附属機関設置の承認。創立 101 周年記念事業の準備状況 承認。
H17. 3.23	8	平成 17 年度予算及び事業計画の承認。代表権者の確認。評議員選任の了承。人事の承認。退職功労金の支給 承認。個人情報保護に関する規程 承認。育児休業に関する規程 承認。介護休業等に関する規程 承認。旅費規程の改正 承認。金城大学短期大学部 教授会規程の改正 承認。金城大学短期大学部 部科長会議規程の制定 承認。大学新学部設置準備室の設置 承認。金城大学学則の一部変更 承認。
H17. 5.25	8	平成 16 年度決算報告及び事業報告の承認。金城大学 新学部設置計画の承認。
H17.10.20	8	金城大学 学則一部変更の承認 平成 17 年度予算の補正の承認 平成 18 年度予算の編成方針の承認 金城学園 財務書類等閲覧規程の承認
H18. 1.31	8	金城大学短期大学部 学則一部変更及び学位規程制定の承認 金城大学 新学部及び社会福祉学部新専攻の設置計画並びに新校舎の工事契約の承認
H18. 3.24	8	平成 18 年度予算及び事業計画の承認 金城大学短期大学部 学長選考の承認
H18. 5.29	7	平成 17 年度決算報告及び事業報告の件 金城大学新学部の設置認可申請書等の提出の件 新学部設置に伴う寄附行為及び学則変更の件 新専攻設置に伴う学則変更の件

(3) 理事会の下に理事会の業務を一部委任する常任理事会，幹部会等を置いている場合は，その名称と根拠規定，理事会との関係，構成メンバー等を記述して下さい。

理事会業務を委任する常任理事会等は設置されていない。

(4) 監事の業務についての寄附行為上の規定，前年度における監事の業務執行状況について，できれば監事自身が率直に現状を記述して下さい。

監事は，すべての理事会に出席し，理事会を通して各理事の業務執行状況を監査している。また，決算状況についても，担当理事から詳細な説明を受けて財産状況の監査を実施しているのに加え，監査法人の公認会計士とも意見交換を行っている。

(5) 評議員会についての寄附行為上の規定，前年度の評議員会の開催状況（主に議案，評議員の出席状況等を含む）を年月日の順に記述して下さい。

前年度の評議員会の開催状況は次のとおりである。

開催年月日	出席数	主 な 議 案
H17. 3.23	20	平成 17 年度予算及び事業計画の承認。代表権者の確認。評議員選任の了承。人事の承認。退職功労金の支給 承認。個人情報保護に関する規程 承認。 育児休業に関する規程 承認。介護休業等に関する規程 承認。旅費規程の改正 承認。金城大学短期大学部 教授会規程の改正 承認。金城大学短期大学部 部長会議規程の制定承認。大学新学部設置準備室の設置 承認。金城大学 学則の一部変更 承認。
H17. 5.25	20	平成 16 年度決算報告及び事業報告の承認。金城大学 新学部設置計画の承認。
H17.10.20	20	金城大学 学則一部変更の承認 平成 17 年度予算の補正の承認 平成 18 年度予算の編成方針の承認 金城学園 財務書類等閲覧規程の承認
H18. 1.31	20	金城大学短期大学部 学則一部変更及び学位規程制定の承認 金城大学 新学部及び社会福祉学部新専攻の設置計画並びに新校舎の工事契約の承認
H18. 3.24	20	平成 18 年度予算及び事業計画の承認 金城大学短期大学部 学長選考の承認
H18. 5.29	20	平成 17 年度決算報告及び事業報告の件 金城大学新学部の設置認可申請書等の提出の件 新学部設置に伴う寄附行為及び学則変更の件 新専攻設置に伴う学則変更の件

(6) 平成 15 年 10 月 10 日付で公表された大学設置・学校法人審議会の『学校法人制度の改善方策について』により，当該法人の管理運営について今後改善や変更をしたいと考えている事項があれば記述して下さい。また当該法人が抱えている問題について差し支えがなければ記述して下さい。

学校法人会計基準の改正による特例に基づき，今まで処理しきれなかった基本金取崩額の繰越額を処理した。本学は小規模校ではあるが三十年の歴史があり，毎年廃棄される機器備品も多く，新たに導入される機器備品もリースやレンタルによるものが増え，購入されるものがそれほど多くないため，機器備品の廃棄による繰越基本金取崩額は増える一方であったものを処理した。

私学行政課長通知による作成例に準拠し，寄付行為を改定した。現在これによる特段の支障はない。

【教授会等の運営体制について】

(1) まず当該短期大学の教育・研究上のトップである学長は，当該短期大学の教育活動全般について適切にリーダーシップを発揮しているか，また当該短期大学に係る教育・研究上の事項はどのような流れで決定し，その流れのなかで学長はどのように関与しているかを，できれば学長自身が率直に現状を記述して下さい。なお学長選考規程等があれば訪問調査の際に拝見することがありますのでご準備下さい。

学長が教育活動・研究についての学内の動きを把握できる場合は、部科長会議と教授会である。両会議では、学長は適切にリーダーシップを発揮している。

部科長会議は、管理運営及び教育研究上の重要事項を審議する。メンバーは、学長、副学長、学科長、教務部長、学生部長、入試広報部長、就職進学指導部長、企画開発室長、事務局長及び事務室長の11名からなり、理事長、副理事長、法人本部長は会議に出席し、発言することができる。平成17年度は14回開催した。部科長会議には、教授会に出す各学科・部の案件、新規企画、その他各部署の抱える問題点が提出される。ここでの意見は活発でストレートで意味があると考えている。学長は四大と兼務であるため、副学長が補佐している。

◇参考資料No.29「学長選考規程」

(2) 教授会についての学則上の規定（教授会で議すべき事項等を含む）、前年度における開催状況（主な議案、構成メンバー、出席状況等含む）を年月日の順に記述して下さい。なお学則を添付して下さい。

本学の教授会については、学則第九章において、その位置づけ、構成員、会議の開催、審議事項などを規定している。構成員は、教授をもって組織するが、教授会が必要と認められた時は、助教授、講師又は助手を加えることができるとされており、現実の教授会は助手以上の出席により開催されている。

平成17年度の開催状況は以下のとおりである。

回	開催日	主な審議案件等	出席状況
1	平成17年 4月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成17年度校務分掌について ・平成17年度年間日程案について ・学籍異動と在籍学生数の確認 ・平成17年度入学式について 議案11件 報告11件	全員出席
臨時	4月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・学籍の異動について 	欠席6名
2	5月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成18年度学生募集、入試日程案 ・学科が求める学生像の内容検討について ・個人情報保護に関する規程案 議案17件 報告9件	欠席1名
3	6月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・入学前の既修得単位の認定について ・美術学科海外研修旅行について 議案7件 報告7件	全員出席
4	7月12日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成19年度センター試験の申し込みについて ・101周年記念式典について ・幼児教育学科就職模擬面接会の開催について 議案8件 報告17件	欠席1名

5	9月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・前期の成績について ・在校生へのアンケート実施について ・ビジネス実務学科ホテル研修旅行について 議案 16 件 報告 22 件	欠席 8 名
6	10月5日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 18 年度学校長推薦/専門・総合学科推薦入学試験実施要項について ・平成 18 年度卒業制作展日程 議案 7 件 報告 8 件	欠席 6 名
7	12月6日	<ul style="list-style-type: none"> ・短期大学士の学位授与に関する学則変更及び学位授与規程案について ・学科別「就職模擬ガイダンス」の実施について 議案 14 件 報告 8 件	欠席 5 名
8	平成 18 年 1月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・学長選考について ・人権委員会規程案について ・平成 18 年度年間日程について 議案 9 件 報告 4 件	欠席 1 名
臨時	1月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児教育学科 1 年後期の授業時間数について 	欠席 11 名
9	2月7日	<ul style="list-style-type: none"> ・卒業式について ・第 2 回地域子育て支援フォーラム実施要項案 議案 9 件 報告 6 件	欠席 4 名
人事	2月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・教員資格審査委員会の結果について 	欠席 3 名
10	3月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 17 年度卒業・修業・修了判定について ・教育課程の変更とそれに伴う学則変更について 議案 12 件 報告 10 件	全員出席
人事	3月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・教員資格審査委員会の結果について 	全員出席

◆別冊添付資料No.9「学則」

(3) 学長もしくは教授会の下に教育・研究上の各種の委員会等を設置している場合は、その名称と根拠規定、主な業務、構成メンバー、前年度の開催状況等を記述して下さい。

学校教育法施行規則第 66 条の 2 に基づき、部科長会議の他に、判定会、留学生委員会を設けている。判定会は、入試の合否判定をする。教授全員、入試広報委員長、専攻科主任の 23 名で構成され、平成 17 年度は 6 回開催した。

留学生委員会は、留学生入試の合否判定を行う。メンバーは、学長、副学長、学科長、教務部長、留学生センター長の 6 名からなり、平成 17 年度は 4 回開催した。

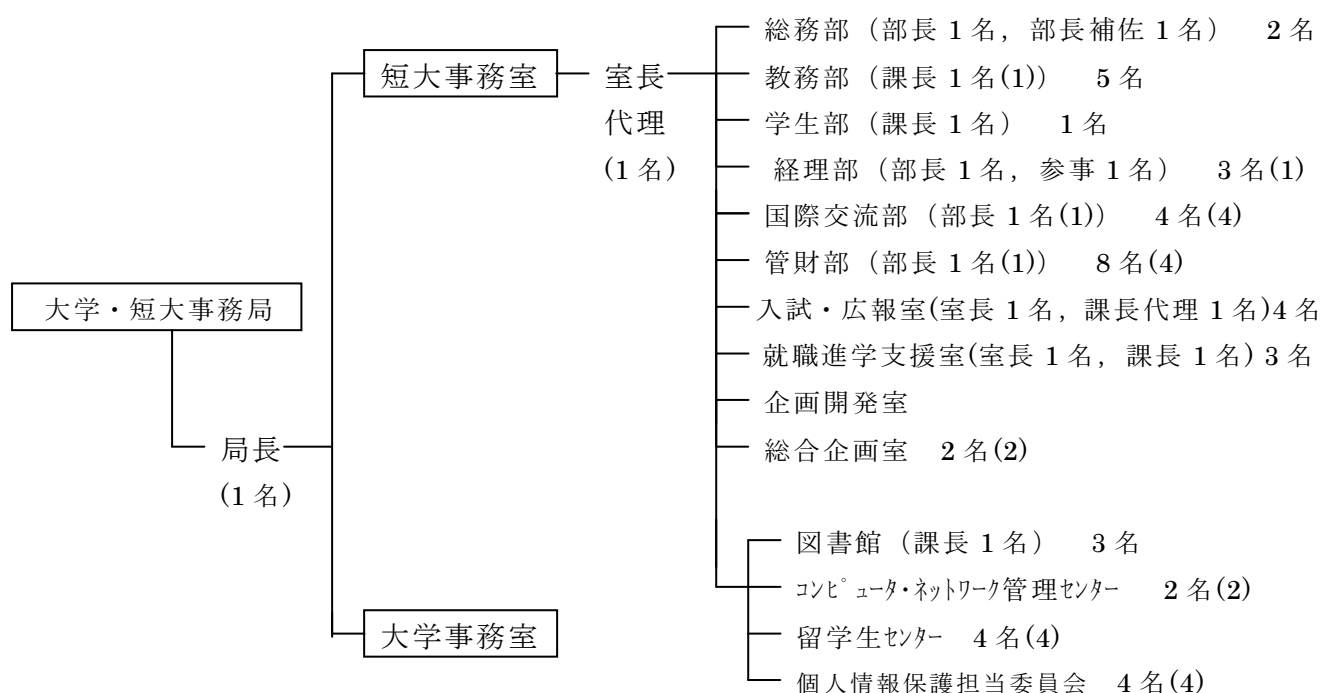
(4) 当該短期大学の運営全般について抱えている問題あるいは課題について差し支えがなければ記述して下さい。

教授会は、学長のリーダーシップの下に運営されている。ただ、課題として教授会の議案が多すぎるので、その精選を図りたい。

【事務組織について】

(1) まず現在の当該法人全体の事務組織図を記載し、その中に当該短期大学の事務部門を記入して下さい。また組織図には当該短期大学の事務部門の役職名（課長，室長以上。兼職の有無を含む），各部門の人員（専任・兼任別を含む），各部門の主な業務を含めて記入して下さい。また事務組織が使用している部屋等は，機器・備品を含めて訪問調査の際に案内していただくことになります。

短期大学の事務組織は下図のとおりであるが，大学との共通部門が多く，部長，課長職のほとんどが兼務である。



※()の数字は兼務を示し，人数を含む

※ 教員の部長職や兼務を除く

(2) 事務職員の任用（役職者の任免を含む）について現状を訪問調査時にご説明下さい。

訪問調査の際にご説明致します。

(3) 事務組織について整備している諸規程一覧表を作成して下さい。なお諸規程等は訪問調査の際に拝見することがありますのでご準備下さい。

事務組織に関する諸規程は次のとおりである。

学園組織規程	事務組織規程	学園稟議規程
学園公印規程	文書取扱規程	

◇参考資料No.30「事務関係諸規程一覧」

(4) 決裁処理の流れ，また公印や重要書類（学籍簿等）の管理，防災の状況，情報システムの安全対策等の現状を記述して下さい。

事務決裁の流れについては，経費を伴うものについては，経費支払いの伺いにより決裁を受けて実施されているが，それ以外のものについては，書類による決裁の手続きがきちんとなされているとは言えず今後の課題である。また，公印は事務局内の金庫に保管されていて，公印使用願により決裁を受けた後に使用することとなっている。学籍簿等の管理も鍵つきの書庫に一括管理されている。さらに，情報システムの安全対策については，コンピュータ管理センターが中心となり全学的に対応している。

(5) 事務職員は教員や学生から支持され信頼されているか，できれば事務組織の責任者（事務局長等）が現状を率直に記述して下さい。

教員と事務職員との関係は極めて良好である。学生からも概ね信頼されていると思われるが，アンケートでは，事務職員の対応が良くないとの回答も見受けられ，今後改善していく必要があると考えている。

(6) 事務組織のSD活動（業務の見直しや事務処理の改善等）の現状，事務職員の能力開発，内部研修，外部への研修等の現状について記述して下さい。

各部署の業務に関連した研修会等にはできる限り参加している。平成16年度には，各部署の職務分掌の見直しや，業務マニュアルの見直しを実施した。また，平成17年6月に外部講師を招き，グループワーク研修を行った。

(7) 当該短期大学の事務組織が抱えている問題あるいは課題について差し支えがなければ記述して下さい。

事務関係諸規程がある程度整備されてはいるものの，規程に従った事務処理がなされていない面も一部に見受けられ，今後改善すべき課題である。

【人事管理について】

(1) 教職員の就業について，現在，当該短期大学が抱えている問題あるいは課題について差し支えがなければ記述して下さい。なお教職員の就業についての規程（就業規則，給与規程等）を訪問調査の際ご準備下さい。

欠勤，遅刻，早退は届出を義務付けており，これは，大体守られており，教職員の動静は把握されている。教員と学生のコミュニケーションを重視する本学にとっては，大切な管理要素と考えられる。

教員の出張は多く，教育活動が活発であることの証でもある。休講の場合，授業変更措置，補講日設定など授業時数確保に最大限の努力をしている。

以上のごとく，大部分の教職員の就業状況は良好ではある。しかし，朝のミーティングを欠席したり，欠勤，遅刻，早退が目立つ教員がいるのも事実である。

◇参考資料No.31「就業規則」「給与規程」

◇参考資料No.32「専任教育職員の勤務時間に関する細則」

(2) 法人（理事長及び理事会等）と当該短期大学教職員の関係についての現状を，できれば理事長及び学長がそれぞれ記述して下さい。

理事長及び理事会と短期大学部教職員との距離は，本学の場合遠くない。一つには，理事長は短期大学部の会議に出席することが多く，状況をよく把握されており，また理事，評議員である短大関係者も数人いて，短大の現状を知らせる努力もしているからであろう。

時に，意見に食い違いを来たすことはないとは言えないが，問題点を早期解決に向けて，率直な話し合いで解決している。今後とも，情報の共有化と率直な話し合いに努めたい。

(3) 教員と事務職員との関係についての現状を，できれば学科長及び事務局長がそれぞれ記述して下さい。

本学では，前述のように教員が積極的に校務に携わっている。特に教務部，学生部，入試広報部及び就職進学指導部の部長には教員が就き，ここに，各部4名以上の教員が配置されて運営や企画立案を担うことから，事務職員による業務は軽減され，比較的人数は少ない。教員と事務職員の関係は良好で，お互いにパートナーとして連携するのが本学の伝統の一つになっている。事務局への教員の出入りは頻繁で，業務以外の互いの会話も多い。

教員の毎朝のミーティングには，事務局から事務室長のほか一部の職員も出席し，事務局からの連絡事項を伝えるとともに，事務局の朝礼でもミーティングの内容が伝達され，教職員間の情報の共有化に努めている。

(4) 教職員の健康管理，就業環境の改善，就業時間の順守等の現状を素直に記述して下さい。

衛生委員会が中心となり，本学の教職員の健康・労務管理の任に当たっている。17年度も，教職員の要望を聞きながら年間計画を作成し，実施に移してきた。本年の大きな改善は，学内トイレの一斉改修を行ったことである。教職員，学生に衛生的で気持ちがいいと大変評判がいい。また，救急措置法講習会で，AEDの操作を取り入れたところ，教職員

の関心が高まった。毎年恒常的に実施する衛生環境整備点検，防火対策以外の主な実施事項を列記する。

1. 健康診断の実施： 平成 17 年 4 月 1 日
2. 学内トイレの改修：平成 17 年 8 月，9 月
3. インフルエンザ予防接種実施： 平成 17 年 12 月 5 日
4. 健康講座の実施：平成 17 年 12 月 20 日
講話 「ストレス社会に生きる心の健康」
講師 小山善子(金沢大学大学院医学系研究科教授)
出席者 28 名 (短期大学部・社会福祉学部)
5. 救急措置法講習会の実施 平成 18 年 1 月 17 日
内容 人口呼吸，心臓マッサージ，A E D (自動体外除細動器) 操作
出席者 42 名

また，労務管理の中の勤務時間については，職員ともに時期と担当部署によって違いはあるが概して良好な範囲内であり，各管理責任者も状況を把握している。しかし，健康診断の検診項目の拡大，事務職員の休憩室，各学科室の設置等の課題も残っている。

教員・事務職員の健康，快適な勤務環境は，本学としても基本的な重要問題である。社会福祉学部衛生委員会，保健室看護師，事務室長を中心に常に連絡を密にしている。今後とも，教職員の要望に耳を傾け，短期大学部の勤務環境の一層の改善を図っていきたい。